

子ども・子育て支援新制度に係る基準（案）に関する 意見募集（パブリック・コメント）実施要領

【意見募集期間 平成26年7月7日（月）～平成26年8月5日（火）】



「子ども・子育て支援新制度」シンボルマーク

昭島市 子ども家庭部
子ども子育て担当

子ども・子育て支援新制度に係る基準（案）の ご意見を募集しています

平成27年4月から子ども・子育て支援に関する新しい制度「子ども・子育て支援新制度」の本格的な実施が予定されています。この「子ども・子育て支援新制度」により、市町村では新たに認可・確認・給付等の事務が発生することになります。この事務に対応するため市町村では条例等により基準を定めることとなっています。昭島市も、新制度の実施に向け、基準策定の準備を進めています。昭島市の基準策定の参考とするため、皆様のご意見をお聞かせください。

ご意見を募集する案件

- ① 地域型保育事業の設備及び運営に関する基準（認可基準）の案
小規模な保育や居宅訪問型保育などの「地域型保育事業」に関する認可基準を定めます。（資料は7～9ページ）
- ② 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（確認基準）
保育所や幼稚園などの施設や地域型保育事業を行う事業者が、給付金を受ける対象として適切な運営を行っているか確認するための基準を定めます。

（資料は10～12ページ）
- ③ 支給認定（保育の必要性の認定）に関する基準
新制度では、保護者の申請に基づき、市が保育の必要性の認定と給付金の支給を行います。保育が必要な事由など認定の条件は、国で定められますが、細かな運用方法については、市で基準を定めます。（資料は13～15ページ）
- ④ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の設備及び運営に関する基準（案）
学童クラブの設備や運営について基準を定めます。（資料は16ページ～18ページ）

1 募集期間

平成26年7月7日（月）から平成26年8月5日（火）の午後5時まで

※ 郵送の場合は8月5日の消印有効

2 意見の提出方法

別紙の「意見書様式」を参考に、A4サイズで意見書を作成し、次のいずれかの方法で提出してください。

なお、意見の提出者に関する事項（氏名・住所・電話番号）は、必ず明記していただきますようお願いいたします。

(1) 持参

意見書に必要事項を記入のうえ、市役所1階南側 子育て支援課（17番窓口）に提出してください。

(2) 郵送

意見書に必要事項を記入のうえ、封書で送付してください。

なお、封筒に朱書きで「子ども・子育て支援新制度に係る基準(案)に関する意見」と記載してください。

[郵送先] 〒196-8511 昭島市田中町1-17-1

昭島市子ども家庭部子ども子育て担当 宛

(3) ファクシミリ

意見書に必要事項を記入のうえ、下記まで送信してください。

[送信先] ファクシミリ番号：042-546-8855

(4) 電子メール

意見書の様式を参考に、テキスト形式で送信してください。URLへの直接リンクによるご意見はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。

なお、電子メールの件名は「子ども・子育て支援新制度に係る基準(案)に関する意見」とし、氏名、住所及び連絡先を必ず本文中に記載してください。

[送信先] 電子メールアドレス：kosodateshienka@city.akishima.lg.jp

※ 電話でのご意見はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。

3 注意事項

(1) 意見書は、A4サイズで作成してください。

(2) 意見書は、日本語で作成してください。

(3) 提出していただきましたご意見については、氏名、住所及び電話番号を除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめご承知おきください。

(4) 募集期間内に到着しなかったもの及び下記のいずれかに該当するものについては、無効とします。

- ① 個人や特定の団体を誹謗中傷するもの
 - ② 個人や特定の団体の財産又はプライバシーを侵害するもの
 - ③ 個人や特定の団体の著作権を侵害するもの
 - ④ 公序良俗に反するもの
 - ⑤ 営業活動等営利を目的としたもの
- (5) 提出していただきましたご意見に対する個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。

4 資料の入手方法

「子ども・子育て支援新制度に係る基準（案）」は、次の方法で入手・閲覧することができます。

- (1) インターネットによる閲覧・ダウンロード

昭島市ホームページ

(<http://www.city.akishima.lg.jp/>)

- (2) 窓口での閲覧

次の窓口で閲覧できます。

市役所1階総合案内カウンター、市役所1階子育て支援課（17番窓口）、東部出張所、市民交流センター、勤労商工市民センター、あいぼっく（保健福祉センター）、各高齢者福祉センター、環境コミュニケーションセンター、水道部、総合スポーツセンター、KOTORIホール（昭島市民会館）・公民館、市民図書館、各市立会館、各幼稚園、各保育園、各学童クラブ、児童センター（ぱれっと）

5 問い合わせ先

昭島市子ども家庭部子ども子育て担当

042-544-5111

内線 2157～2158

「子ども・子育て支援新制度に係る基準(案)」に関する意見書

《 意見書様式 》

<p>意見の提出先</p>	<p>昭島市子ども家庭部子ども子育て担当 宛 ・住所 〒196-8511 昭島市田中町1-17-1 ・ファクシミリ番号 042-546-8855 ・電子メールアドレス kosodateshienka@city.akishima.lg.jp</p>
<p>意見の提出者</p>	<p>【氏名】（企業・団体の場合は、その名称及び代表者名・担当者名）</p>
	<p>【住所】 〒</p>
	<p>【電話番号】</p>
<p>意見</p>	

<資料の目次>

内 容	掲載ページ
<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども・子育て支援新制度について 昭島市の基準案の説明の前に、新しい制度（「子ども・子育て支援制度」）について説明をしています。 	1～4 ページ
<ul style="list-style-type: none"> ● 昭島市が定める基準について ● 子ども・子育て支援新制度に関して昭島市が定めようとしている基準(案)について説明をしています。 	5～6 ページ
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域型保育事業の設備及び運営に関する基準（認可基準） 子ども・子育て支援新制度では、20人未満の小規模な保育や居宅訪問型保育などの「地域型保育事業」が創設されます。 その「地域型保育事業」の概要、国が定める事業の認可基準の方針、昭島市の認可基準の案について説明しています。 	7～9 ページ
<ul style="list-style-type: none"> ● 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する運営基準(確認基準) 子ども・子育て支援新制度では、保育所や幼稚園などの施設や地域型保育事業を行う事業者は、市町村の確認を受け、給付金の支給対象となることが出来ます。 その確認制度の概要、確認に際して国が定める運営基準の方針、昭島市の運営基準の案について説明しています。 	10～12 ページ
<ul style="list-style-type: none"> ● 支給認定（保育の必要性の認定）に関する基準（案） 子ども・子育て支援新制度では、幼稚園や保育園などを利用する保護者は、市町村の認定を受けることとなります。 その支給認定制度の概要、今までの制度との違い、昭島市の支給認定に関する基準の案について説明しています。 	13～15 ページ
<ul style="list-style-type: none"> ● 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の設備及び運営に関する基準（案） 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の概要、国が定める設備運営基準の方針、昭島市の設備運営基準の案について説明しています。 	16～17 ページ

◎ 子ども・子育て支援新制度について

1 「子ども・子育て支援新制度」とは・・・

「子ども・子育て支援新制度」とは、子ども・子育て関連3法（①子ども・子育て支援法、②認定こども園法の一部改正法、③関係法律の整備法）に基づき実施される、子ども・子育て支援に関する新しい制度のことで、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、地域の子ども・子育て支援の一層の充実、待機児童の解消などを目指しています。

この制度は、平成27年4月から本格的にスタートします。

2 【子ども・子育て支援新制度の主なポイント】

(1) 幼児期の学校教育・保育に関する給付制度（「施設型給付」と「地域型保育給付」）の創設

幼稚園や保育所などに対しこれまで個別に行われてきた公的な財政支援について、認定こども園、幼稚園、保育所に共通の「施設型給付」が創設され、一本化されます。

(2) 認定こども園制度の改善

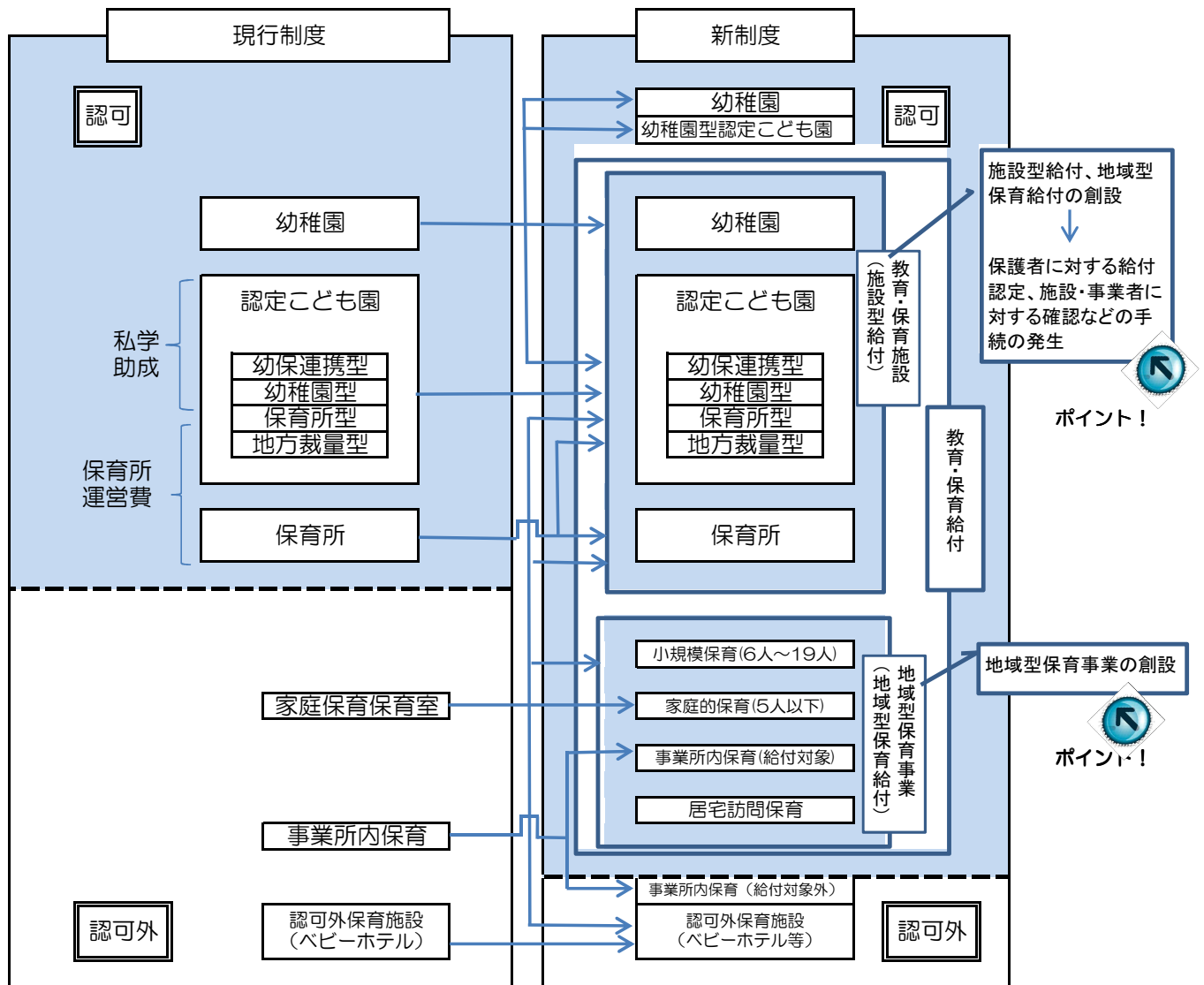
今まで複雑な仕組みであった幼保連携型認定こども園について、認可、指導監督が一本化されます。また、認定こども園の財政支援を一本化し、設置の促進を図ることとされています。

(3) 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

保育が必要な子どもがいる家庭だけでなく、「全ての子育て家庭を対象に」地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業などを「地域子ども・子育て支援事業」として位置づけ、拡充を図ることとされています。

(4) 【新制度のイメージについて】

現在の教育・保育サービスの施設や事業については、下記のとおり新制度へ移行します。



3 新制度における給付対象となるための「認可」と「確認」

新制度による施設型給付や地域型保育給付の対象となるためには、施設や事業者は、児童福祉法等による「認可」と、子ども・子育て支援法による「確認」を受ける必要があります。

- 「認可」：人員配置や面積など施設・事業に必要な基準を満たしているか。
- 「確認」：会計処理や情報公開などの基準を満たし、給付対象施設・事業者として適格か。

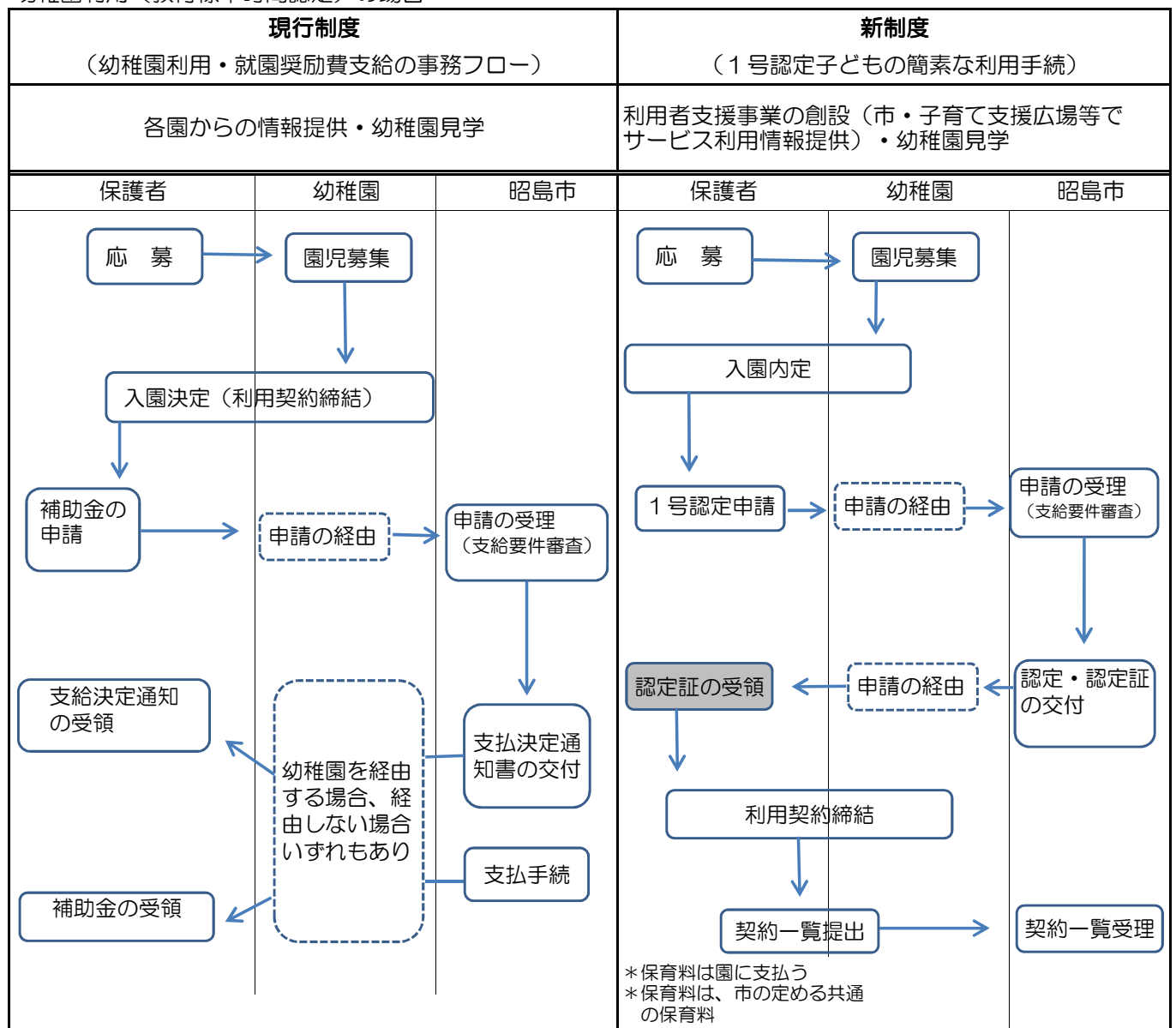
	施設・事業	認可の権限	確認の権限
教育・保育施設	認定こども園 幼稚園 保育所	東京都	昭島市
地域型保育事業	小規模保育 家庭的保育 事業所内保育 居宅訪問型保育	昭島市	

「認可に関する基準」と「確認に関する基準」を昭島市が条例で定める必要がある。

ポイント！

4 現行制度と新制度の支給認定手順の事務の流れ

(1) 幼稚園利用（教育標準時間認定）の場合



(2) 保育園利用の場合（2号・3号）

現行制度 保育所入所までの流れ（4月1日入所）年度途中もおおむね同じ		新制度 保育を必要とする場合の手続き	
市窓口相談・保育所見学		利用者支援事業の創設（市・子育て支援広場等でサービス利用情報提供）・保育所等見学	
保護者	昭島市	保護者	昭島市
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">申請</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">入所承諾 (内定)</div> <p>* 保育所入所承諾書を送付 保育料は市に支払う</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">入所不承諾 (保留)</div> <p>* 年度内は、希望保育所に 空きができれば次第随時選考</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">審査・調査</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">入所選考</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">申請</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; background-color: #cccccc;">認定書の受領</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">私立保育所</div> <p>* 保護者と市の契約 保育料は市へ支払う</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定こども園 ・ 公立保育所 ・ 地域型保育事業 </div> <p>* 保護者と各園との契約 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育料は各園へ支払う ・ 市から各園へ施設型給付費又は地域型保育給付費を支払う (法定代理受領) ・ 保育料は、市が定める共通の保育料 </p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">申請受理</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">保育の必要性の 認定の交付</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">保育利用申込</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">利用調整</div>

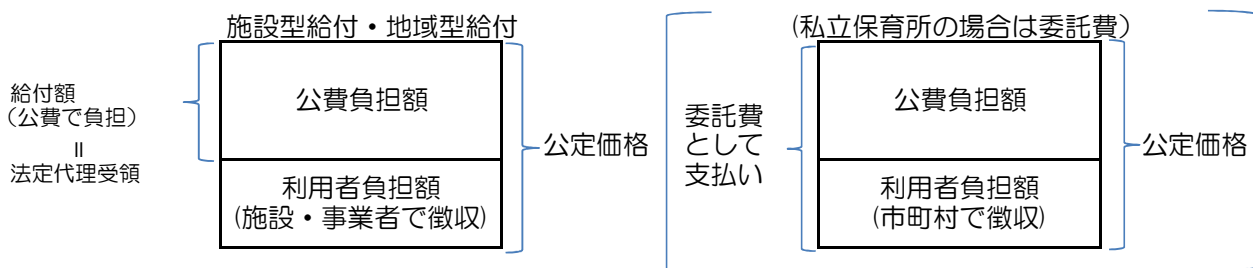
「認可」と「確認」を受け、「特定教育・保育施設設置者」・「特定地域型保育事業者」になると・・・

- 業務管理体制の整備や、教育・保育に関する情報の報告及び公表が求められます。
 - 業務管理体制の整備
法令遵守責任者の選任や、規模に応じて法令遵守規程の制定が求められます。
 - 教育・保育に関する情報の報告及び公表
教育・保育理念などの運営方針や教育・保育内容などの報告や公表が求められます。
 - 子どもに対する適切な教育・保育の提供
- 運営基準の遵守のため、確認権者である市町村による指導監督を受けることになります。
(立入検査、基準遵守の勧告・措置命令、確認取り消し等)

(3) 「施設型給付」と「地域型給付」の基本的な構造

施設型給付・地域型保育給付は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額（利用者負担額）」を引いた額となります。

「給付額」＝「国が定める公定価格」－「市町村が定める利用者負担額」



5 【教育・保育給付と認定の関係】

		小学校就学前までの子				
		満3歳以上			満3歳未満	
		保育不要（1号認定）	保育必要（2号認定）		保育不要	保育必要（3号認定）
教育標準時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間		
特定教育・保育施設	認定こども園	施設型給付	施設型給付		認定対象外	施設型給付
	幼稚園	施設型給付	特例施設型給付※①			
	保育所	特例施設型給付※②	施設型給付			施設型給付
特定地域型保育事業	小規模保育	特例地域型保育給付※	特例地域型保育給付※③			地域型保育給付
	家庭的保育					
	事業所内保育 居宅訪問型保育					
特例保育 (離島・へき地の想定。昭島市では該当しないと思われる)		特例地域型保育給付	特例地域型保育給付			特例地域型保育給付

- ※ 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業に係る特例給（ ）については、緊急時の支払いや、地域に認定区分に対応する施設がないなど、市町村が必要と認める場合に対応例）
- ・ 満3歳以上の保育認定を受けた子ども（2号認定）が、保育所・認定こども園等の利用を希望したが、利用調整の結果、定員に空きがないことから幼稚園に入園するケース（①）
 - ・ 保育認定を受けて保育所を利用していた子どもが、保護者の就労状況等の変化により保育認定の際の要件に該当しなくなったケース（②）
 - ・ 特定地域型保育事業を利用している保育認定を受けた子ども（満3歳未満）が、年度途中で満3歳を迎えたが、保護者の希望により引き続き特定地域型保育事業を利用するケース（③）

6 新制度での利用者負担

新制度においては、すべて共通した保育料となります。

新制度における利用者負担については、所得に応じた負担（応能負担）を基本とした共通の仕組みになり、その額は、国が定める水準を踏まえ、特定教育・保育、地域型保育すべて共通した保育料となります。

【利用者負担イメージ】

所得階層	1号認定	2号認定		3号認定	
	教育標準時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 教育標準時間と保育標準時間は、現行の利用者負担の水準を基本に設定、保育短時間は、教育標準時間や保育標準時間の利用者負担の一定割合に設定する方向で昭島市として検討しています。 </div>					

7 地域子ども・子育て支援事業

市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援計画に従って、以下の事業を実施する。（子ども・子育て支援法第59条）

- (1) 利用者支援事業
- (2) 地域子育て支援拠点事業
- (3) 妊婦健康診査
- (4) 乳児家庭全戸訪問事業
- (5) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）
- (6) 子育て短期支援事業
- (7) ファミリーサポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- (8) 一時預かり事業
- (9) 延長保育事業
- (10) 病後児保育事業
- (11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
- (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

昭島市が定める基準

1 昭島市の基準（案）について

- (1) 地域型保育事業の設備及び運営に関する基準（7～9 ページ）
【国基準どおりとする】
- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する運営基準（10～12 ページ）
【国基準どおりとする】
- (3) 支給認定（保育の必要性の認定）に関する基準（13～15 ページ）
【国基準どおりとする】
- (4) 昭島市放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の設備及び運営に関する基準
【国基準どおりとする】（16～18 ページ）
ただし、下記の5項目については昭島市独自の基準を設定する。

【昭島市独自基準5項目】

	特定教育保育施設	小規模保育 A・B・C	家庭的保育事業	事業所内保育事業 定員 20人以上	事業所内保育事業 定員 19人以下	居宅訪問型保育事業	学童クラブ
① 開設にあたり近隣住民に対する説明	都	○	○	○	○	○	
② 暴力団の参入等の排除	○	○	○	○	○	○	○
③ 耐火基準保育室等の設置階は、原則1階とする	都	○	○	都	○		都
④ 防犯対策	都	○	○	○	○	○	都
⑤ 新耐震基準を満たす建築物	都	○	○	○	○	○	都

※ 都＝東京都の権限に属するもの

- 2 支給認定について、現行は規則に規定されている「保育所入所基準表」により選考を行っている。なお、新制度の実施に伴い、新たな「入所選考基準表」を規則で定める。

3 過料について

新制度では、公的給付制度（施設型給付・地域型保育給付）の創設に伴い、正当な理由なく給付に係る調査等を拒む等の不誠実な対応を行う事業者及び保護者に対し、市が条例により過料規定を設ける。

(1) 地域型保育事業の設備及び運営に関する基準（認可基準）

過料の対象となる者	過料の対象となる行為	過料金額
教育保育施設・事業者等	教育・保育給付に必要な報告、文書等の物件の提出・提示、調査（立ち入り調査含む。）の正当な理由のない拒否や、虚偽の報告	10万円以下

(2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準（確認基準）

過料の対象となる者	過料の対象となる行為	過料金額
教育保育施設・事業者等	教育・保育給付に必要な報告、文書等の物件の提出・提示、調査（立ち入り調査含む。）の正当な理由のない拒否や、虚偽の報告	10万円以下

(3) 支給認定基準

過料の対象となる者	過料の対象となる行為	過料金額
児童の保護者、児童の属する世帯の世帯主、その世帯に属する者等	教育・保育給付に必要な報告、文書等の物件の提出・提示に関しての、正当な理由のない拒否や、虚偽の報告	10万円以下
支給認定を受けた保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・支給認定変更（申請変更・職権変更）の際の支給認定証の提示の拒否 ・支給認定取消しの際の支給認定証の返還の拒否 	

4 施行期日

平成27年4月1日

（平成27年4月1日の新制度施行のための準備行為として、施設や事業の確認等に係る部分は、公布の日施行となることがある。）

参 考

昭島市暴力団排除条例（平成24年条例第5号）基本理念

○ 暴力団排除活動は、暴力団が市民の生活及び市の区域の事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下、暴力団と交際しないこと、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民等及び警察その他の関係機関の連携及び協力により推進するものとする。

昭島市地域防災計画（平成25年修正）による事業所の責務

（昭島市地域防災計画（平成25年修正）より抜粋）

- 1 事業者は、市その他の行政機関が実施する災害対策事業及び本章第3節第3項の市民が協働して行う地域の復興活動に協力するとともに、事業活動にあたっては、その社会的責任を自覚し、災害時の被害の防止並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わねばならない。
- 2 事業者は、その事業活動に関して災害時の被害を防止するため、事業所に来所する顧客、従業員等及び事業者の周辺地域における住民（以下、「周辺住民」という。）並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。
- 3 事業者は、東京都帰宅困難者対策条例（平成25年4月施行）に基づき、災害時には、施設の安全等を確認した上で、従業員を事業所内に待機させるなど、一斉帰宅の抑制に努めなければならない。そのため、あらかじめ、従業員の3日分の飲料水及び食糧等を備蓄するように努めなければならない。
- 4 事業者は、あらかじめ、従業員との連絡手段の確保に努めるとともに、従業員に対して、家族等との連絡手段の確保、避難の経路、場所及び方法、徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。
- 5 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における災害時の被害を最小限にとどめるため、周辺住民に対する災害対策活動の実施等、周辺住民との連携及び協力に努めなければならない。
- 6 事業者は、その事業活動に関して災害時の被害を防止するため、都及び市が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画（以下、「事業所防災計画」という。）を作成しなければならない。
- 7 事業所が災害時に事業活動を継続することは、事業所のみならず地域住民の生活を支える上で大変重要である。事業者は、災害時に主要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めなければならない。

地域型保育事業の設備及び運営に関する基準（認可基準）

1 地域型保育事業について

地域型保育事業は、新制度により、新たに市町村の認可事業として位置づけられる事業です。様々な場所での多様な保育の提供が可能なることから、待機児童の多い都市部では待機児童対策に、それぞれ寄与することが期待されています。

地域型保育事業は、原則満3歳未満の保育を必要とする乳幼児に対し行われる事業であり、次の4類型があります。

【地域型保育事業の類型】



類型	内容	事業主体
小規模保育 (定員6人～19人)	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を実施。保育を目的とした様々なスペースで行う。 規模に応じて以下の3つの類型が想定されている。 ・A型（保育所分園に近いもの） ・B型（保育所分園と家庭的保育の中間的なもの） ・C型（家庭的保育に近いもの）	市町村 民間事業者
家庭的保育 (定員5人以下)	家庭的な雰囲気のもとで、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施。保育者の居宅その他の場所で保育を行う。	市町村 民間事業者
事業所内保育	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施。地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供する。	事業主
居宅訪問型保育	保育を必要とする子の居宅において、1対1を基本とするきめ細やかな保育を実施する。いわゆるベビーシッター。 (主に、特別なケアが必要な子の保育や、保護者の夜間勤務等に対応)	市町村 民間事業者等

※ 地域型保育事業については、客観的な認可基準に適合し、必要な条件（社会福祉法人・学校法人以外の者は、経済的・社会的信望・社会福祉事業の知識経験に関する要件）を満たす場合には、欠格事由に該当する場合や需給調整が必要な場合でない限り、原則として認可するという、今までの保育所等の認可よりも透明性の高い認可の仕組みとなっている。

2 地域型保育事業の認可基準について

地域型保育事業の認可基準については、各市町村が、国が定める「従うべき基準」又は「参酌すべき基準」の区分に従い、条例で定める必要があります。

【基準の区分】

類 型	基準の対象となる事項
従うべき基準 	<ul style="list-style-type: none"> • 地域型保育事業に従事する者の資格とその数 • 地域型保育事業の運営に関する事項であって、児童の適切な処遇の確保、秘密の保持、児童の健全な発達に密接に関連するもの (例：差別的取扱いの禁止、虐待の禁止、個人情報保護等)
参酌すべき基準 	上記以外の事項

地域型保育事業の設備及び運営の基準(案)

※網掛け部分は市独自で規定するもの。他は国の基準どおり

		国 基 準						昭島市基準案	
		小規模保育事業（定員6人～19人）			家庭的保育事業	事業所内保育事業			居宅訪問型保育事業
		A型（分園型）	B型（中間型）	C型（家庭的保育型）	（定員5人以下）	定員20人以上	定員19人以下		
事業開設にあたり近隣住民に対する説明		国基準では示されていない						近隣住民への説明義務	
設置者からの暴力団排除		国基準では示されていない						暴力団の参入等の排除	
職員数	【0歳児】3：1 【1・2歳児】6：1+1人	【0歳児】3：1 【1・2歳児】6：1+1人	【0～2歳児】3：1 補助者を置く場合 5：2	【0～2歳児】3：1 家庭的保育補助者を 置く場合 5：2	常時2人以上 【0歳児】3：1 【1・2歳児】6：1	【0歳児】3：1 【1・2歳児】6：1+1人	【0～2歳児】 1：1	国の基準どおり (従)	
保育従事者	保育士	保育士 +保育従事者 ※保育士割合1/2以上	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)	保育士（保育所と同様）	小規模保育A型（全員保育士） と小規模保育B型（保育士割合 1/2）との整合性を図る。	必要な研修を修了し、 保育士、保育士と同等以上の知識 及び経験を有すると市長が認める 者。	国の基準どおり (従)	
保育室等	【0・1歳児】 乳児室又はほふく室1人（3.3㎡） 【2歳児】 保育室（1人1.98㎡）	【0・1歳児】 乳児室又はほふく室 （1人3.3㎡） 【2歳児】 保育室（1人3.3㎡）	保育を行う専用居室 （1人3.3㎡、部屋自体は 9.9㎡必要）	【0・1歳児】 乳児室（1人1.65㎡） ほふく室（1人3.3㎡） 【2歳児】 保育室（1人1.98㎡）	【0・1歳児】 乳児室又はほふく室 （1人3.3㎡） 【2歳児】 保育室（1人1.98㎡）	-	国の基準どおり (従)		
屋外遊戯場 (園庭)	屋外遊戯場（付近の代替地可）2歳児以上1人につき3.3㎡						-	国の基準どおり (参)	
給食	方法	自園調理（調理業務の委託可。連携施設、近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入可） ※現在、自園調理を行っていない事業から移行する場合は、第1期の市事業計画の終期（平成31年度末）までの間に体制を整える前提で、経過措置り）				-	-	国の基準どおり (従)	
	設備	調理設備（通常のキッチン設備を基に定員に応じた設備内容を求める。外部搬入の場合は、提供にあたり必要な加熱、保存等の調理機能を求める。）		調理室	調理設備	-	-		
	職員	調理員（調理業務の委託、連携施設等からの搬入の場合は不要。）		調理員（調理業務の委託、連携施設等からの搬入を行う場合不要。保育を行う子どもが3人以下の場合、家庭的保育補助者で対応可。）	調理員（調理業務の委託、連携施設等からの搬入の場合は不要。）		-		
耐火基準	上乗せ規制あり ※保育所に準じた上乗せ規制 （保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準耐火建築物）（注）追加的事項 ①消火器等の消火器具 ②非常警報器具 ③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備		基本的には上乗せ規制なし	保育所に準じる	小規模Cに準じる	設定なし	国の基準どおり ただし、小規模保育事業及び家庭的保育事業については、乳幼児の避難安全性確保のため、保育室等（乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室）の設置階は、原則1階とする		
連携施設	連携施設の設定が必要 【連携内容】「保育内容の支援」及び「卒園後の受け皿」 【連携施設】認定こども園、幼稚園、保育所 ※当面は、施設の確保・設定が困難で、更なる環境整備が必要と市が判断した場合、第1期の市事業計画の終期（平成31年度末）までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる（経過措置）。			連携施設の設定が必要 【連携内容】 ・保育内容の支援 19人以下の場合は、設定を求める。 ・卒園後の受け皿 地域枠：設定を求める。 従業員枠：必ずしも設定を求めない。 【連携施設】 認定こども園、幼稚園、保育所 ※当面は、施設の確保・設定が困難で、更なる環境整備が必要と市が判断した場合、第1期の市町村事業計画の終期(平成31年度末)までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる(経過措置)。		設定は一律には求めないが、障害や疾病等の個別のケアを要する児童についてはバックアップ等の形で必ず設定を求める。	国の基準どおり (従)		
嘱託医	嘱託医（連携施設と同一嘱託医への委嘱も可）						国の基準どおり (参)		
防犯対策	国基準では示されていない						利用者の安全確保のために、防犯対策を講じる。		
非常災害対策	緊急時対応及び非常災害対策等運営規程に定めること						国の基準どおり (参)		
耐震基準	国基準では示されていない						新耐震基準を満たす建築物での事業実施		

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する運営基準（確認基準）

1 新制度における確認制度について

新制度では、市町村は、「施設型給付（認定こども園・幼稚園・保育所）」や「地域型保育給付（小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）」の対象となることを希望する教育・保育施設や事業者について、施設・事業者の申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、認定区分ごとの利用定員を定め、たうえで給付の対象となることを「確認」し給付費を支払うことになります。



【各施設・事業において設定可能な利用定員と認定区分との関係】

		満3歳以上児		満3歳未満児
		① 1号認定（保育不要）	② 2号認定（保育必要）	③ 3号認定（保育必要）
特定 教育・保育 施設	認定 こども園	幼保連携型	○ 定員設定なしも可	○ 定員設定なしも可
		幼稚園型	○	
		保育所型	○	
		地方裁量型	○	
施設	幼稚園	○	特例給付による 利用形態あり	
	保育所	特例給付による 利用形態あり	○ ②③いずれかのみ認定可	
特定地域型 保育事業	小規模保育	特例給付による 利用形態あり	特例給付による 利用形態あり	○
	家庭的保育			○
	事業所内保育			○（従業員枠・地域枠）
	居宅訪問型保育			○

2 「確認」を受ける施設・事業者の要件

- (1) 児童福祉法等に基づく認可基準等を満たし「認可」を受けること。
- (2) 市町村が条例で定める運営に関する基準（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準）を満たすこと。

3 【基準の区分】

類 型	基準の対象となる事項
従うべき基準 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用定員 ・ 施設や事業の運営に関する事項であって、児童の適切な処遇の確保、秘密の保持、児童の健全な発達に密接に関連するもの (例：差別的取扱いの禁止、虐待の禁止、個人情報保護等)
参酌すべき基準 	上記以外の事項

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する運営基準（案）

国基準		昭島市基準案
運営主体に関する暴力団排除（国基準では示されていない）		暴力団の参入等の排除
利用定員に関する基準		
最低数との関係	<p>施設型給付 幼稚園：最低利用定員設定なし 保育所：認定こども園：20人以上 （幼稚園型認定こども園・地方裁量型認定こども園は施設全体で利用定員20人以上）</p> <p>地域型保育事業 小規模保育A・B：6人以上19人以下 小規模保育C：6人以上10人以下 家庭的保育：5人以下 居宅訪問型保育：1人 事業所内保育：従業員の子どものほか、地域の子どもの保育</p>	国の基準どおり (従)
児童の年齢との関係	1号：3歳～5歳の枠で定員設定 2号：3歳～5歳の枠で定員設定 3号：0歳の枠で定員設定、1・2歳の枠で定員設定 ※地域の実情に応じさらに細かい設定にすることも可能	国の基準どおり (従)
保育標準時間 保育短時間	設定区分、原則なし ※地域の実情、事業者の申請により区分することも可能	国の基準どおり
定員割れ、 定員弾力化	定員割れ：認可定員数の変更なしで、実際の利用定員数を反映したものとする。 定員超過：利用定員は認可定員の範囲内で設定（基本）。弾力運用は、更に検討。	国の基準どおり
保護者の就労 状況の変化	2号認定の子（3歳以上の保育が必要な子）が保育不要になった場合、1号認定の子（3歳以上の保育不要な子）が要保育になった場合、ともに柔軟に対応。	国の基準どおり
運営に関する基準		
1 利用開始に伴う基準		
(1) 提供する教育・保育の内容及び手続きの説明、同意、契約 施設・事業者が適切な教育・保育を提供するため、提供開始の際、保護者に対し事前説明を行い同意を得ることを求める。 説明項目：運営規程の概要、苦情処理体制、事故発生時の対応などの施設・事業の選択を左右する事項 説明方法：文書交付（保護者の申し出に応じ電子ファイルの交付によることも可）丁寧な説明		国の基準どおり (従)
(2) 応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止） ・正当な理由：①定員に空きがない ②定員を上回る利用申し込み（選考が必要） ③その他特別な事情 ※③については、特別な支援が必要な子の状況と施設の受け入れ体制・能力の関係、利用者負担の滞納関係、通園区域の設定等の関係などについて慎重に整理し、運用上の取り扱いについて国から示されることになる。 ・適切な教育・保育提供困難であって、正当な理由に該当する場合の措置（他施設等への連絡、市町村によるあっせんの要請等）を求める。 ・市町村、他の施設・事業者が行う連絡調整等に関し、できる限りの協力を求める。		国の基準どおり (従)
(3) 定員を上回る場合の選考 1号認定（教育標準時間）：抽選、先着順、設置者の理念に基づく選考等、選考方法を明示した上で行う。 ※施設の受け入れ体制が整っている場合、特別な支援が必要な子の優先選考可		国の基準どおり (従)
(4) 支給認定資格の確認、支給認定の申請に係る援助		国の基準どおり (従)

2 教育・保育の提供に伴う基準	昭島市基準案
(1) 幼稚園教育要領、保育所保育指針等に即った教育・保育の提供 教育・保育施設：各基準に基づき、子どもの心身状況を踏まえた適切な教育・保育の提供義務 幼稚園：幼稚園教育要領 保育所：保育所保育指針 認定こども園：幼保連携型認定こども園教育保育要領 地域型保育事業：保育所保育指針に準じ、子どもの心身状況を踏まえた適切な保育の提供義務	国の基準どおり (従)
(2) 子どもの適切な処遇 (利用児童の平等取り扱い、虐待等の禁止、懲戒等に係る権限の濫用防止)	国の基準どおり (従)
(3) 連携施設との連携	国の基準どおり (従)
(4) 上乗せ徴収等	国の基準どおり (従)
(5) 特別利用保育・特別利用教育の提供(定員外の利用) 認可基準等によることを基本	国の基準どおり (従)
(6) 利用者に関する市への通知(不正受給の防止) 保護者の虚偽等による教育・保育の提供を把握した場合の市への通知義務	国の基準どおり (従)
3 管理・運営等に関する基準	
(1) 運営規定の策定を求める 内容①施設・事業の目的及び運営方針 ②提供する教育・保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④教育・保育を提供する日・時間(開所時間)、提供を行わない日(休業日) ⑤利用料等に関する事項(実費徴収、上乗せ徴収の有無、理由、金額) ⑥利用定員 ⑦施設・事業の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(入園資格、選考を行う場合の基準) ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待防止のための措置に関する事項 ⑪その他施設・事業の運営に関する事項	国の基準どおり (参)
(2) 秘密保持・個人情報管理 職務上知りえた秘密の保持 職員(退職者)への秘密保持のための必要な措置 関係機関(小学校等)へ情報提供が必要な場合の保護者への事前周知・説明、同意	国の基準どおり (従)
(3) 非常災害対策 非常災害に係る計画、関係機関への通報、連携体制の整備、職員への周知、定期的訓練の実施 衛生管理、感染症の蔓延防止のための措置	国の基準どおり (従)
(4) 事故発生時(再発)の防止、発生時の対応 事故発生(再発)防止：事故発生防止のための指針整備、従業員への改善策の周知体制の整備 事故発生防止のための委員会、研修の定期的な開催 事故発生時の対応：保護者・市へ速やかな報告、事故の記録、速やかな損害賠償の実施	国の基準どおり (従)
(5) 評価(自己評価とそれに基づく改善、学校関係者(保護者等)評価、第三者評価等の受審の努力義務)	国の基準どおり (参)
(6) 苦情処理(苦情処理受付窓口の設置等、市の指導監督等に対する協力、改善等)	国の基準どおり (参)
(7) 会計区分(教育・保育施設、地域型保育事業ごとの区分整理、財務諸表の公表)	国の基準どおり (参)
(8) 情報公開(運営規程の概要、職員体制等)	国の基準どおり (参)
(9) 記録の保存年限	国の基準どおり (参)
(10) その他(勤務体制の確保、必要な研修機会の確保等、誇大広告の禁止)	国の基準どおり (参)
4 撤退時のルール	
確認の辞退、定員減少における対応(利用者の継続利用のための便宜提供等)	国の基準どおり

支給認定（保育の必要性の認定）に関する基準（案）

1 保育認定の基準について

現行：児童福祉法第24条第1項の規定により、昭島市の条例及び規則で保育の実施基準を規定

新制度：保育の必要性の認定に当たり、国が以下の3点について認定基準を策定

- (1)「事由」：保護者の労働又は疾病その政省令等で定める事由
- (2)「区分」：保育標準時間又は保育短時間という保育の時間的必要量の区分
- (3)「優先利用」：ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子どもなど

※国での検討においては、それぞれの基準等、現行制度や各市町村の運用の実態等を勘案しながら検討する必要があることや、現行制度下で保育所に入所できている子どもが、新制度への移行により退所させられるようなことが生じないよう、留意が必要とされてます。このことを踏まえて、保育認定基準については、市として条例及び規則で制定します。

2 入所選考基準について

現行は、規則に規定されている「保育所入所基準表」により選考を行ってます。

新制度の実施に伴い、新たな「入所選考基準表」を規則で定めるものとします。

また、期限内に報告・文書等の書類提出がされない場合は、入所選考の対象としないこととします。

支給認定（保育の必要性の認定）に関する基準（案）

1 保育認定の基準について

【現行制度と新制度の比較】

	国基準	昭島市基準（案）	現行制度（昭島市）																											
対象児童	<p style="text-align: center;">保育の必要性の認定を受けた児童</p> <p>保育が必要な理由 以下のいずれかの事由に該当すること。 ※保護者本人の事由により判断することを基本とするが、同居親族等による保育が可能な場合、優先度上の取扱いを考慮することが可能。</p> <p>① 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）居宅内労働（自営業、在宅勤務等）を含む）</p> <p>② 妊娠・出産</p> <p>③ 保護者の疾病・障害</p> <p>④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護（兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護）</p> <p>⑤ 災害復旧</p> <p>⑥ 求職活動（起業準備を含む）</p> <p>⑦ 就学（職業訓練校等での職業訓練含む）</p> <p>⑧ 虐待やDVのおそれがあること</p> <p>⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</p> <p>⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p> <p>※ 保育標準時間 1週当たり30時間程度以上。 保育短時間 下限 1月48～64時間の間で、市町村が定める時間。</p> <p>※ ②妊娠・出産、⑤災害復旧、⑧虐待やDVのおそれのような事由は、時間の区分を設けない。</p>	<p>国の基準どおり。 入所選考基準については、別途規則で定める。</p> <p>保育標準時間の下限時間は月120時間とし、保育短時間の下限時間については、月64時間とする。ただし、実施にあたっては経過措置を設ける。 ※保育時間（登園・退園）については、各園が定める。</p>	<p style="text-align: center;">常時保育に欠ける児童</p> <p>保育に欠ける事由 児童の保護者のいずれもが以下の要件のいずれかに該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 30%; text-align: center;">要 件</th> <th style="width: 65%; text-align: center;">保育期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①</td> <td>就労（居宅外・居宅内を問わず）</td> <td>最長、就学前まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td>妊娠・出産</td> <td>出産予定月とその前後2か月の計5か月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③</td> <td>不存在</td> <td rowspan="3">保育に欠ける期間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">④</td> <td>保護者の疾病・障害</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑤</td> <td>同居親族の介護</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑥</td> <td>震災、風水害、火災等の災害復旧</td> <td rowspan="2">2か月（期限内に就労を開始した場合は、就学前まで）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑦</td> <td>求職活動</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑧</td> <td>就学（職業訓練校等での職業訓練を含む）</td> <td>在学期間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑨</td> <td>上記以外で明らかに保育できない場合</td> <td>保育に欠ける期間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※常時・・・週3日1日4時間以上 ※育児休業法に基づく育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいる場合は、生まれた子が1歳を迎える年度末まで入所可。</p>		要 件	保育期間	①	就労（居宅外・居宅内を問わず）	最長、就学前まで	②	妊娠・出産	出産予定月とその前後2か月の計5か月	③	不存在	保育に欠ける期間	④	保護者の疾病・障害	⑤	同居親族の介護	⑥	震災、風水害、火災等の災害復旧	2か月（期限内に就労を開始した場合は、就学前まで）	⑦	求職活動	⑧	就学（職業訓練校等での職業訓練を含む）	在学期間	⑨	上記以外で明らかに保育できない場合	保育に欠ける期間
	要 件	保育期間																												
①	就労（居宅外・居宅内を問わず）	最長、就学前まで																												
②	妊娠・出産	出産予定月とその前後2か月の計5か月																												
③	不存在	保育に欠ける期間																												
④	保護者の疾病・障害																													
⑤	同居親族の介護																													
⑥	震災、風水害、火災等の災害復旧	2か月（期限内に就労を開始した場合は、就学前まで）																												
⑦	求職活動																													
⑧	就学（職業訓練校等での職業訓練を含む）	在学期間																												
⑨	上記以外で明らかに保育できない場合	保育に欠ける期間																												
認定区分	<p>2区分 【保育標準時間(1日11時間までの利用)】 平均275時間/月（212時間超292時間以下） 【保育短時間(1日8時間までの利用)】 平均200時間/月（最大212時間）</p> <p>※②妊娠・出産、⑤災害復旧、⑧虐待やDVのおそれのような事由は、時間区分を設けない。 ※現在、保育所に入所している児童については、市町村による就労時間の下限時間に変更があっても、引き続き、保育所に入所できる経過措置を講じる。</p>	<p>国の基準どおり、2区分とする。</p>	<p>1区分 最大11時間/日、年間約300日 保育時間（原則1日8時間、延長あり） 原則 月～金 8：30～16：30 土 8：30～12：00 開所：11時間</p>																											

	国基準	昭島市基準（案）	現行制度（昭島市）
優 先 利 用 等	<ul style="list-style-type: none"> ・調整指数上の優先度を高めることにより、優先利用を可能とする仕組みを基本とする。 ・虐待やDV等、社会的養護が必要な場合は、措置制度を併せて活用。 ・優先事項の例示については、以下のとおり (実施主体である市町村で、それぞれ検討・運用) <ol style="list-style-type: none"> ① ひとり親家庭（母子及び父子並びに寡婦福祉法による配慮） ② 生活保護法 ③ 生活中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 ④ 虐待やDVのおそれがある場合など社会的養護が必要な場合（児童虐待防止法による配慮） ⑤ 子どもが障害を有する場合 ⑥ 育児休業明け 例)・育児休業取得前に特定教育・保育施設等を利用し、その利用を再度希望する場合 ・育児休業取得前に認可外保育施設等を利用し、特定教育・保育施設、地域型保育事業の利用を希望する場合 ・1歳までの育児休業を取得し復帰する場合 ⑦ 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合 ⑧ その他市町村が定める事由 例)・保護者の疾病・障害の状況や各世帯の経済状況（所得等）の考慮 	<p>国の基準どおり。 入所選考基準（調整指数）については、別途規則で定める。</p>	<p>【入所基準指数】 入所要件により10点から6点 保育所入所基準表</p> <p>【基準指数に対する加点】 父又は母が死亡、離別、行方不明、不存在の場合・・・2点加点 兄弟姉妹が既に入所している・・・1点加点</p> <p>【基準指数に対する減点】 内職に従事・疾病により居宅内療養中・介護に従事・軽度の身体障害（4級）の状態・求職中・・・1点減点</p> <p>【順位】 基準指数が高い者を優先とする。ただし、基準指数を調整した場合は、調整前の基準指数の高い者を優先とする。</p>

昭島市放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の 設備及び運営に関する基準（案）の概要

1 児童福祉法の改正

平成 24 年の児童福祉法の改正により 6 年生まで事業の対象範囲であると明確化されたことも踏まえ、新制度において支援に係る利用希望を把握したうえで、事業の量の見込みと提供体制の確保の内容等を事業計画に盛り込み、整備を進めていく必要があります。





ただし、児童福祉法上の対象年齢は、「事業の対象範囲」を示すものであり、児童の発達や成長・自立に応じた利用ができるように、すべての学童クラブにおいて 6 年生までの受け入れを義務化したものではありません。

2 利用者が支払うべき額（育成料）について

放課後児童健全育成事業所ごとに、重要事項に関する運営規定を定めるとされており、国において具体的な金額の提示はありません。そのため、昭島市における育成料は、現行どおり（4,500 円）とし、間食行事費（おやつ代等）は、別途規則で定めた額を徴収します。

昭島市放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の
設備及び運営に関する基準（案）

項目	国 基 準	昭島市基準（案）	昭 島 市 現 行
従事する者	<p>* 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項各号のいずれかに該当する者（児童の遊びを指導する者）であって研修を修了したもの。</p> <p>①保育士 ②社会福祉士 ③高等学校卒業後 2 年以上児童福祉事業に従事した者 ④教員免許を有する者 ⑤大学・大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑥高等学校卒業生であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたる者</p> <p>《経過措置》 施行日から平成32年3月31日までの間は、研修を修了することを予定している者を含める。</p>	<p>国の基準どおり。</p> <p style="text-align: center;">(従)</p>	<p>《昭島市学童クラブ嘱託指導員要綱》</p> <p>指導員は、職務を遂行するために必要な知識、技能及び経験を持つ次の資格を有する者。</p> <p>① 保育士 ② 教員免許を有する者</p>
員 数	<p>* 指導員は、支援の単位ごとに2人以上配置することとし、うち1人以上は有資格者とする。</p>	<p>国の基準どおり。</p> <p style="text-align: center;">(従)</p>	<p>30人定員：常勤1人、臨時職員2人 40人定員：常勤2人、臨時職員1人 60人定員：常勤3人、臨時職員1人</p>

項目	国基準	昭島市基準案	昭島市現行
集団の規模 (支援の単位)	<p>* 児童の集団の規模はおおむね 40 人以下とする。</p> <p>※40 人を超えるクラブは、クラブの分割や複数の集団に分けた対応に努める。</p> <p>※児童数は、「毎日利用する児童」の人数に「週に何日か利用する児童の平均利用人数」を加えた数で捉える。</p>	<p>国の基準どおり。</p>  <p>※40 人を超える施設については、集団の規模を 40 人以下に分割して対応する。</p> <p>※間仕切り等施設の改修を要する場合の経過措置を設ける。</p>	<p>* 学童クラブの施設規模により、おおむね施設定員 30 人から 70 人</p> <p>※施設定員は、条例により 30 人から 60 人。</p> <p>※要綱により、施設規模に応じて 10 人まで拡大運用している。</p>
施設・設備	<p>* 専用室は、児童の生活の場としての機能が確保され、専用のスペースとして児童 1 人当たりおおむね 1.65 m²以上とする。</p> <p>* 専用スペース内に静養するための機能を備える。</p>	<p>国の基準どおり。</p>  <p>※学校の統合（2 か所）による児童の整備後、1 クラブのみ基準未満（1.62 m²）となるため、運用定員 1 名減とし対応する。</p>	<p>* 運営要綱により児童 1 人当たりおおむね 1.5 m²以上とする。</p> <p>※現在、1.65 m²未満は 4 クラブある。</p> <p>* 専用室のほかに静養スペースを設置しているクラブ数は 11 か所。</p> <p>※その他は、必要に応じて畳等を敷き対応している。</p>
開所日数・開所時間	<p>* 開所日数は、年間 250 日以上とする。</p> <p>* 開所時間は、平日 3 時間以上（休日 8 時間以上）とする。</p>	<p>国の基準どおり。</p> 	<p>* 日曜日、休日、1 月 2 日・3 日、12 月 29 日から 31 日までを除く毎日（約 295 日）開所。</p> <p>* 開所時間は、平日は、下校時から午後 6 時まで、休日は、午前 8 時から午後 6 時まで。</p> <p>* 午後 6 時から午後 6 時 30 分及び午後 7 時までは、延長することができる。</p>
非常対策等	<p>* 非常対策、虐待等の禁止、秘密の保持に関すること、保護者・小学校等との連携等、事故発生時の対応等を定める。</p>	<p>国の基準どおり。</p> 	<p>* 昭島市学童クラブ運営指針、各クラブ防災計画等により定められている。</p> <p>※一部については記載なし</p>
暴力団排除	国基準では示されていない。	暴力団の参入等の排除。	